

印刷物資材「古紙リサイクル適性ランクリスト」規格

平成18年1月10日制定

平成21年3月18日改定

平成26年9月3日改定

古紙リサイクル対応協議会

(一社)日本印刷産業連合会 日本製紙連合会 (公財)古紙再生促進センター
全国製紙原料商工組合連合会 印刷インキ工業会 (一社)日本印刷産業機械工業会 日本接着剤工業会 印刷用粘着紙メーカー会 全国箔押業組合連合会 デジタル印刷機メーカー

1. 背景と目的

古紙リサイクルを促進するため、資材購入に当たっては印刷物の製作（設計）段階において古紙リサイクル適性を十分考慮の上、使用資材を決定するとともに、古紙リサイクル適性により排出される古紙の分別方法をいっそう明確にすることが重要である。このため、古紙利用の目的ごとに、印刷物使用資材の古紙リサイクルへの阻害性の明確化及びリスト化を行い、広く関係者に周知することが必要となっている。

そこで、製紙業界、古紙関連業界、インキ業界、印刷産業機械・デジタル印刷機業界、接着剤業界、箔押業界、印刷業界等からなる古紙リサイクル対応協議会において協議、検討を重ね、その結果から印刷物資材の古紙リサイクル適性に関する『印刷物資材「古紙リサイクル適性ランクリスト」規格』を制定した。

なお、本リストは古紙リサイクルを促進するためのものであり、機能・用途・長期保存等必要不可欠な資材の使用や加工を妨げるものではない。

2. 適用範囲

印刷方式にかかわらず、印刷情報用紙の印刷物に使用される印刷物資材を適用範囲とする。

3. 分類

印刷物資材の古紙リサイクル適性について、市中回収古紙及び産業古紙に混入することを想定し、Aランク、Bランク、Cランク、Dランクに分類する。

○Aランクは、紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害とはならないもの。

○Bランクは、紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とはならないもの。

○Cランクは、紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害となるもの

○Dランクは、微量の混入でも除去することができないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になるもの

4. 活用方法

資材の使用に当たってはその印刷物の古紙リサイクルへの可能性を考慮し、よりランクの高いもの（Bランク以上）を使用するよう努めるとともに、古紙として排出する場合には、Cランク、Dランクの資材が混入しないよう分別すること。

5. 本リストにないものの取扱い

本リストに掲載されていないものは、古紙リサイクル適性について判断を行っていないものである。

6. 本リストの見直し

製紙業界の古紙パルプ製造技術における阻害要因除去技術の向上、新規資材の開発等による変化が認められる場合は、随時本リストを見直すものとする。

以上

印刷物資材「古紙リサイクル適性ランクリスト」

平成18年1月10日制定

平成21年3月18日改定

平成26年9月3日改定

大分類	小分類	資材の種類	古紙リサイクル適性ランク			
			Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
①紙	普通紙	アート紙	A			
①紙	普通紙	コート紙	A			
①紙	普通紙	上質紙	A			
①紙	普通紙	中質紙	A			
①紙	普通紙	更紙	A			
①紙	加工紙	抄色紙(A) *	A			
①紙	加工紙	抄色紙(B) *		B		
①紙	加工紙	抄色紙(C) *			C	
①紙	加工紙	ファンシーペーパー(A) *	A			
①紙	加工紙	ファンシーペーパー(B) *		B		
①紙	加工紙	ファンシーペーパー(C) *			C	
①紙	加工紙	ポリエチレン等樹脂コーティング紙		B		
①紙	加工紙	ポリエチレン等樹脂ラミネート紙		B		
①紙	加工紙	樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)			C	
①紙	加工紙	樹脂含浸紙(水溶性のもの)	A			
①紙	加工紙	グラシンペーパー		B		
①紙	加工紙	インディアペーパー		B		
①紙	加工紙	硫酸紙			C	
①紙	加工紙	ターポリン紙			C	
①紙	加工紙	ロウ紙			C	
①紙	加工紙	セロハン			C	
①紙	加工紙	合成紙			C	
①紙	加工紙	カーボン紙			C	
①紙	加工紙	ノーカーボン紙			C	
①紙	加工紙	感熱紙			C	
①紙	加工紙	圧着紙			C	
①紙	加工紙	捺染紙、昇華転写紙				D
①紙	加工紙	感熱性発泡紙				D
①紙	加工紙	芳香紙				D
②インキ類	通常インキ	凸版インキ	A			
②インキ類	通常インキ	平版インキ(オフセットインキ)	A			
②インキ類	通常インキ	溶剤型グラビアインキ	A			
②インキ類	通常インキ	水性グラビアインキ		B		
②インキ類	通常インキ	溶剤型フレキソインキ	A			
②インキ類	通常インキ	水性フレキソインキ		B		
②インキ類	通常インキ	スクリーンインキ	A			
②インキ類	特殊インキ	UVインキ		B		
②インキ類	特殊インキ	リサイクル対応型UVインキ ☆	A			
②インキ類	特殊インキ	オフセット用金・銀インキ	A			
②インキ類	特殊インキ	グラビア用金・銀インキ		B		
②インキ類	特殊インキ	パールインキ	A			
②インキ類	特殊インキ	OCRインキ(油性)	A			
②インキ類	特殊インキ	OCR UVインキ		B		
②インキ類	特殊インキ	EBインキ		B		

大分類	小分類	資材の種類	古紙リサイクル適性ランク			
			Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
②インキ類	特殊インキ	蛍光インキ		B		
②インキ類	特殊インキ	感熱インキ			C	
②インキ類	特殊インキ	減感インキ			C	
②インキ類	特殊インキ	磁性インキ			C	
②インキ類	特殊インキ	昇華性インキ				D
②インキ類	特殊インキ	発泡インキ				D
②インキ類	特殊インキ	芳香インキ				D
②インキ類	特殊加工	OPニス	A			
②インキ類	デジタル印刷インキ類	ドライトナー		B		
②インキ類	デジタル印刷インキ類	リサイクル対応型ドライトナー ☆	A			
③加工資材	製本加工	製本用針金、ホッチキス等	A			
③加工資材	製本加工	製本用糸		B		
③加工資材	製本加工	EVA系ホットメルト		B		
③加工資材	製本加工	難細裂化EVA系ホットメルト ☆	A			
③加工資材	製本加工	PUR系ホットメルト ☆	A			
③加工資材	製本加工	水溶性のり	A			
③加工資材	製本加工	クロス貼り(布クロス、紙クロス)			C	
③加工資材	表面加工	光沢コート(ニス引き、プレスコート)	A			
③加工資材	表面加工	光沢ラミネート(PP貼り)		B		
③加工資材	表面加工	UVコート、UVラミコート		B		
③加工資材	表面加工	箔押し		B		
③加工資材	その他加工	シール		B		
③加工資材	その他加工	リサイクル対応型シール(全離解可能粘着紙) ☆	A			
③加工資材	その他加工	立体印刷物(レンチキュラーレンズ使用)			C	
④その他	異物	石			C	
④その他	異物	ガラス			C	
④その他	異物	金物(製本用ホッチキス、針金等除く)			C	
④その他	異物	土砂			C	
④その他	異物	木片			C	
④その他	異物	プラスチック類			C	
④その他	異物	布類			C	
④その他	異物	建材(石こうボード等)			C	
④その他	異物	不織布			C	
④その他	異物	粘着テープ(リサイクル対応型を除く)			C	
④その他	異物	粘着テープ(リサイクル対応型)		B		
④その他	異物	芳香付録品(芳香剤、香水、口紅等)				D

Aランク：紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならないもの

Bランク：紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルでは阻害にならないもの

Cランク：紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害となるもの

Dランク：微量の混入でも除去することができないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になるもの

<留意事項>

*印の資材の種類について:

抄色紙(A)～(C)、ファンシーペーパー(A)～(C)の区分は、別紙「ファンシーペーパー・抄色紙の判定基準」に基づき、各資材の製造メーカーが各メーカーの責任をもって区分するものとする。

☆印の資材の種類について:

リサイクル対応型UVインキ、難細裂化EVA系ホットメルト、PUR系ホットメルト、リサイクル対応型シール(全離解可能粘着紙)、リサイクル対応型ドライトナーについては、各基準に適合した製品のうち、「リサイクル対応型印刷資材データベース」((公財)古紙再生促進センター、(一社)日本印刷産業連合会共同運用)に登録された銘柄のみが該当するものとする。各基準については下表「各基準類」を参照のこと。

【各基準類】

- ① リサイクル対応型UVインキ:
「リサイクル対応型UVインキの暫定業界基準と運用について(改訂-2)」
(平成24年4月16日 印刷インキ工業連合会)
- ② 難細裂化EVA系ホットメルト、PUR系ホットメルト:
「難細裂化ホットメルト(EVA)暫定基準について」
(平成14年5月25日 社団法人日本印刷産業連合会)
※ PUR系ホットメルトについても、本基準を準用する。
- ③ リサイクル対応型シール(全離解可能粘着紙):
「リサイクル対応型シール(全離解可能粘着紙)の暫定業界基準と運用について」
(平成18年10月17日 印刷用粘着紙メーカー会)
※ 印刷用粘着紙メーカー会に属さない企業の製造したシールについても、本基準を準用する。
- ④ リサイクル対応型ドライトナー(デジタル印刷機用):
「リサイクル対応型ドライトナーの評価基準と運用について」
(平成26年9月3日 一般社団法人日本印刷産業連合会)

お問合せ先

本規格に関するお問合せは、日本印刷産業連合会事務局まで

〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8
一般社団法人日本印刷産業連合会事務局
TEL03-3553-6051 FAX03-3553-6079